

○財務省告示第百九十一号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成十二年五月十七日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。

平成十二年六月八日  
財務大臣 菅 直人

一 名称及び記号  
利付国庫債券（二年）（第二百九  
十二回）  
二 発行の根拠  
財政運営に必要な財源の確保を  
図るための公債の発行及び財政  
投融資特別会計からの繰入れの  
特例に関する法律（平成二十一  
年法律第十七号）第二条第一  
項及び平成二十二年における財  
政運営のための公債の発行の特  
例等に関する法律（平成二十二  
年法律第七号）第二条第一項並  
びに特別会計に関する法律（平  
成十九年法律第二十三号）第四  
十六条第一項及び第六十二条第  
一項

三 振替法の適用等  
社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法  
価格を競争に付して行われる入  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）、価格競  
争入札と同時に行われる入札で

五

方募

入 決 定 の

イ

入 札 発 行 争

ロ

非 競 争 入

ハ

札 発 行 入

国 債 市 場

特 別 参 加

者 ・ 第 I

非 入 札 発 行 争

争 入 札 発 行 争

入 札 発 行 争

六

イ

入 札 発 行 争

あつて、価格競争入札において、定められた利率をその利率と  
し、価格競争入札において、決定された利率をその利率と  
の決定を受けた各申込みの応募  
価格を募入額により加重平均し  
て得られる価格をその発行価格  
とするものによる発行（以下「非  
競争入札発行」という。）及び  
格競争入札と同時に行われる  
札であつて、財務大臣が各国債  
市場特別参加者ごとに発行（以  
下「国債市場特別参加者・第 I  
非価格競争入札発行」という。）  
各申込みのうち、応募額の高い  
ものからその応募額を順次割り  
当てる。各申込みの応募額を案  
分により  
割り当てて、各  
国債市場特別参加者ごとの  
各限度の募集額を割り当てる。  
応募額の範囲内において、各  
申込みの応募額を割り当てる。

億円金額で二兆三千八百三十五  
うち、財政運営に必要な財源の  
確保を図るため、公債の発行及  
び財政投資融資特別会計からの繰



ハ

二千百十一億四千七百七十万円

八

最低額面金

五万円

九

振替単位

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。

十

発行日

平成二十二年五月十七日

十一

発行価格

額面金額百円につき百円六銭五厘

ロ

非競争入札

額面金額百円につき百円七銭

十二  
十三

発行利率  
経過利子  
の払込み

年〇・二パーセント  
募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第二号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.2}{100} \times \frac{2}{365}$$

十八十  
七六

十五

元償償  
利還還  
金金期  
支額限

後第  
の二期  
利子以

十四

初  
期利  
子

日額平るいで日毎  
本面成利てを年  
銀行金額二十四  
百元に五  
つ  
き  
百  
円  
日

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.2}{100} \times \frac{1}{2}$$

規下は払し払平  
定、次その期た期成  
す号及翌銀行金と二  
る期日及び業業支次  
日第十六に支払う。算  
十六日にお  
いて同じ。て

(二) 発行時において、その利子に  
係る所得税が源泉徴収される  
もとの記載又は記録されるもの  
座に記載又は記録されるもの  
に、ついで、前記(一)の算式に  
より算出した金額から当該金額  
額に百分の二十の金額を乗じた  
額をたし、(一)の算式に  
は、又は外国に居住する者が  
者、又は外国に居住する者が  
に、又は外国に居住する者が  
は、又は外国に居住する者が  
し、又は外国に居住する者が  
外、又は外国に居住する者が  
税、又は外国に居住する者が  
除、又は外国に居住する者が  
平成二十二年十一月十五日を

二 十  
十 九

払 者 入 払  
込 札 場  
期 参 所  
日 加

平 財  
成 務  
二 大  
十 臣  
二 か  
年 ら  
五 通  
月 知  
十 を  
七 受  
日 け  
 た  
 者